

ゆうちょ銀行(郵便局)を利用される
特別徴収義務者の方へ(お願い)

特別徴収税額の納入にゆうちょ銀行(郵便局)
を利用される場合は、当市の取扱店舗(局)とし
て指定しなければなりません。

▶ 関東各県、山梨県及び東京都以外のゆうちょ
銀行(郵便局)を利用される場合は、右の「指定
通知書」に利用される店舗(局)名、日付を記入
のうえ、当初納入される際、そのゆうちょ銀行
(郵便局)に提出してください。

(注) 前年度指定されたゆうちょ銀行(郵便局)は、
本年度も引き続き利用できますので、
「指定通知書」の提出は必要ありません。

指 定 通 知 書

年 月 日

ゆうちょ銀行 店長 殿
(郵便局会社 郵便局長 殿)

大和市長



貴店(局)を地方税法第321条の5第4項の規定
により、当市の市民税・県民税・森林環境税
(特別徴収税額)取扱店舗(局)に指定しましたので
通知します。

口座記号番号	00210-0-960031
加入者名	大和市会計管理者
取りまとめ店舗	ゆうちょ銀行横浜貯金事務センター

(キ
リ
ト
リ
線)